様式第六（第３条第１項関係）

装備品安定製造等確保計画認定書

番　　号
年　　月　　日

（申請者）　殿

防衛大臣

年　　月　　日付けで申請のあった下記の装備品安定製造等確保計画について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第４条第３項の規定に基づき、これを認定します。

記

１　装備品安定製造等確保計画認定番号

２　申請された装備品安定製造等確保計画の名称

３　申請者の名称及び代表者の氏名

４　申請者の住所

５　その他特記事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第七（第３条第３項関係）

装備品安定製造等確保計画不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

（申請者）　殿

防衛大臣

年　　月　　日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画について、下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

１　申請された装備品安定製造等確保計画の名称

２　不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。